

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領

目次

第1編 概要	3
1 目的	3
2 対策の内容	3
3 社会保険未加入建設業者の定義	3
4 手続きフロー	5
第2編 神戸市が行う事務手続（第1編 4 手続きフロー図を参照）	8
1 契約締結まで	8
2 契約締結後	8
第3編 元請負人が行う事務手続（第1編 4 手続きフロー図を参照）	12
1 契約締結前	12
2 契約締結後	12
第4編 Q&A	14
第5編 加入状況の確認資料（例）	18
1 適切な保険の確認シート等（国土交通省ホームページより）	18
2 健康保険・厚生年金保険新規適用届	23
3 健康保険・厚生年金保険：保険料納入告知額・領収済額通知書	24
4 健康保険・厚生年金保険：社会保険料納入証明書	25
5 健康保険・厚生年金保険：社会保険料納入証明申請書(確認不要)	26
6 健康保険・厚生年金保険：資格取得確認および標準報酬決定通知書	27
7 雇用保険：適用事業所設置届	28
8 労働保険料等納入通知書(事業主控)／労働保険料等領収書(控え)	29
9-1 雇用保険：領収済通知書（必ず9-2とセットで確認）	30
9-2 雇用保険：労働保険概算・確定保険料申告書(必ず9-1とセットで確認)	31
10 雇用保険 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)	32
(参考) 厚生労働省：労働保険適用事業場検索サイト	33
第6編 関係法令・工事請負契約約款条文（抜粋）	34
1 建設業法（昭和24年法律第100号）	34
2 健康保険法（大正11年法律第70号）	35
3 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）	36
4 雇用保険法（昭和49年法律第116号）	37
5 神戸市工事請負契約約款	37

第7編 様式集	41
施工体制台帳の記入例	41
様式A【神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)】	43
様式B【神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(下請用)】	44
様式D【指導期限の延長申請】	46
工事打合簿（記載例）	47
様式1【特別の事情等の確認結果】	48
様式2【請負契約審査会事務局への報告】	49
様式3【請負契約審査会等の検討・審査結果の報告】	50
様式4【契約解除】	51
様式5【違約罰予告】	52
様式6【工事要求課への通知】	53
様式7【技術管理委員会から工事担当課への通知】	54

第1編 概要

1 目的

建設工事における社会保険未加入対策を推進することで、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材、特に若年労働者の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を目的とする。

2 対策の内容

- (1) 神戸市行財政局契約監理課（以下、「契約監理課」。）が契約手続を行う建設工事（水道局、交通局にて契約手続を行う建設工事を含む。）において、社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）とすることを原則禁止する。
- (2) 元請負人（工事請負契約の請負人。以下同じ）は、下請負人の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認の上、施工体制台帳を作成し、その写しを神戸市に提出する。
- (3) 元請負人は、社会保険未加入建設業者である下請負人を把握したときは、適切に加入指導を行う。
- (4) 神戸市は、元請負人が社会保険未加入建設業者を下請負人とし、是正の指導に従わない場合は、元請負人に対して次の措置を行う。
 - ①社会保険未加入建設業者が一次の下請負人である場合
 - ア 違約金の請求（当該下請負人と元請負人との契約金額の10%）
 - イ 指名停止（3月）※
 - ウ 工事成績評定の減点（20点）
 - エ 契約解除、違約金の請求を行うことがある。
 - ②社会保険未加入建設業者が二次以下の下請負人である場合
 - ア 違約金の請求（当該下請負人と上位の下請負人との契約金額の5%）
 - イ 指名停止（1月）※
 - ウ 工事成績評定の減点（13点）

※ 当該未加入建設業者が神戸市の入札参加資格を有している場合は、当該未加入建設業者に対して、未加入状態が解消されるまでの間または3ヵ月（書類の虚偽記載が認められれば6ヵ月）のうち、いずれか長い方の期間について指名停止を行う。
- (5) 神戸市は、元請負人が社会保険に未加入であることが判明した場合は、元請負人に対して次の措置を行う。
 - ア 違約金の請求（契約金額の10%）
 - イ 指名停止（未加入状態が解消されるまでの間または3ヵ月（書類の虚偽記載が認められれば6ヵ月）のうち、いずれか長い方の期間）
 - ウ 工事成績評定の減点（20点）
 - エ 契約解除、違約金の請求を行うことがある。

3 社会保険未加入建設業者の定義

次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第

100号) 第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。)をいう。

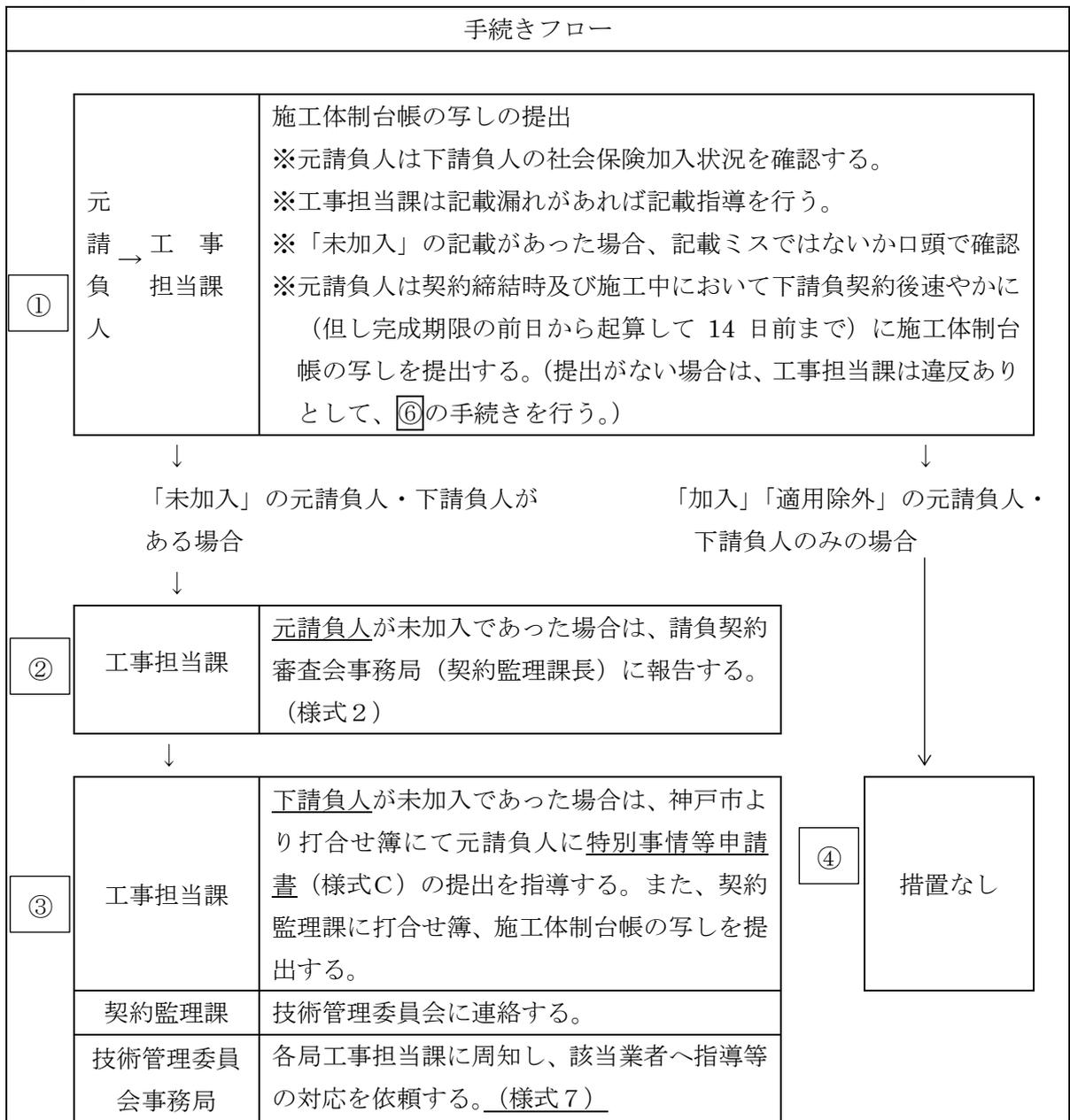
- ①健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ②厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

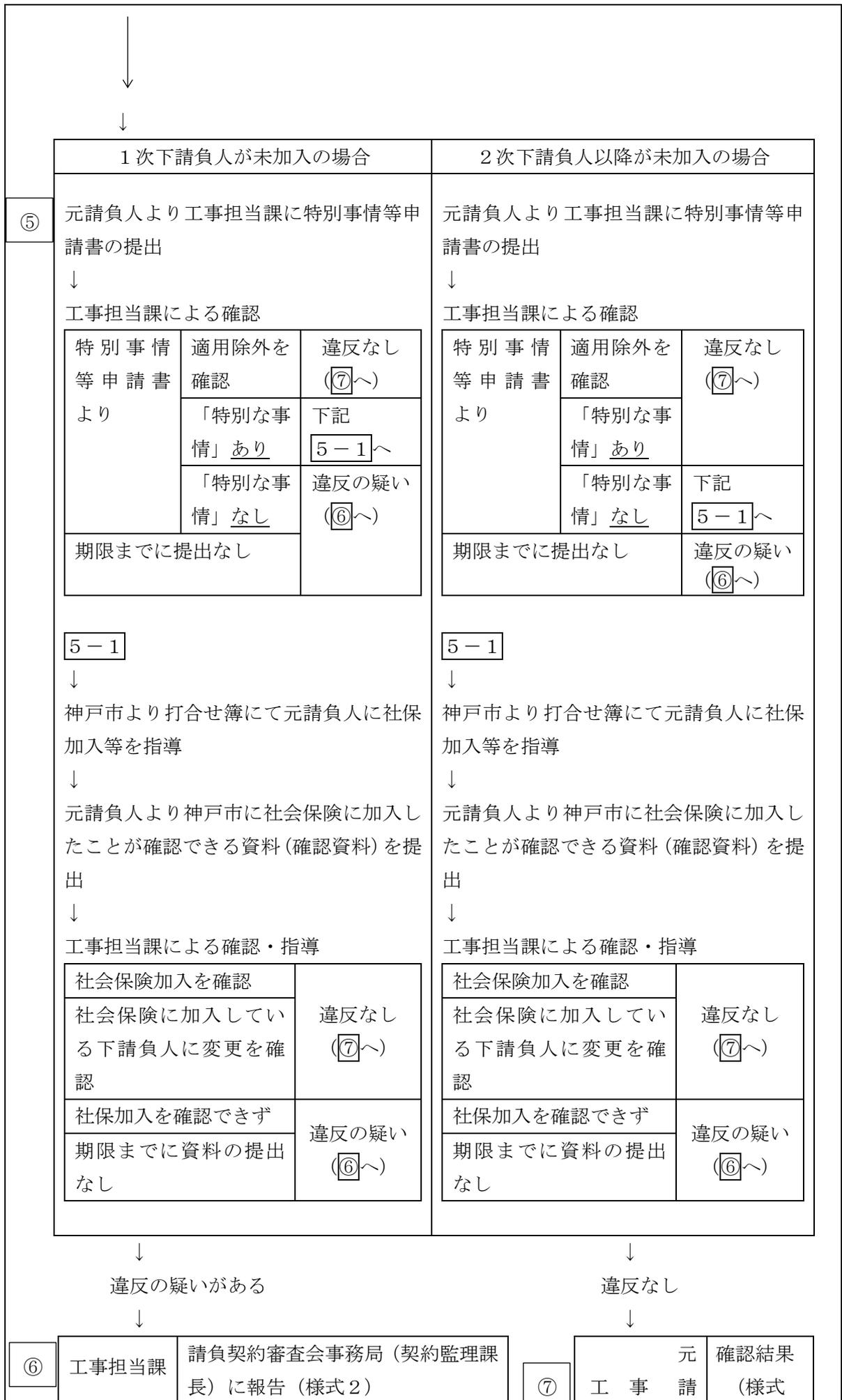
4 手続きフロー

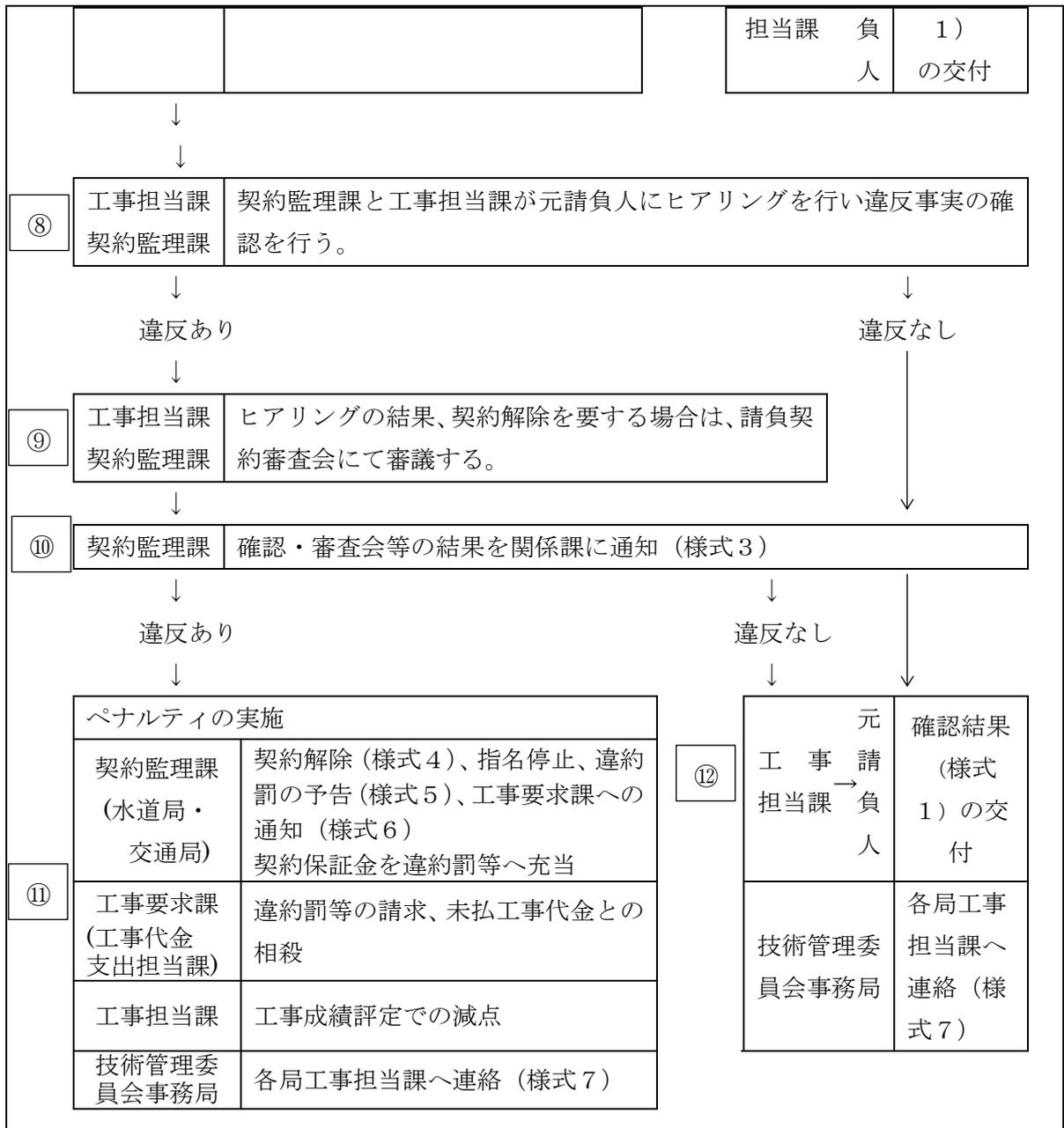
(1) 契約締結まで

時期	手続きフロー
入札参加資格申請時	【入札参加資格申請業者→契約監理課】 暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書の提出
入札公告時等	<p>【契約監理課】 一般競争入札、指名競争入札の場合、入札説明書、指名通知書に下請負人は社会保険加入業者に限定する旨記載</p> <p>【工事担当課】 随意契約の場合は、元請負人が社会保険加入業者である旨を確認し、下請負人は社会保険加入業者に限定する旨伝える。</p> <p>【元請負人→契約監理課】 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用) (様式 A) の提出</p>
契約締結時以降	【元請負人→契約監理課】 神戸市が必要性を認めた場合、元請負人を通じて下請負人に対し、神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(下請用) (B) の作成及び提出を指示する。

(2) 契約締結後







第2編 神戸市が行う事務手続（第1編 4手続きフロー図を参照）

※①等は（2）フロー図の ① 等を指す。

1 契約締結まで

①入札参加資格申請時

・神戸市（契約監理課）は、社会保険未加入建設業者を下請負人としなことを記した「暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書」を受領する。

②入札公告時等

・神戸市（契約監理課）は、一般競争入札、指名競争入札の場合、入札説明書、指名通知書に下請負人は社会保険加入業者に限定する旨記載する。

・神戸市（工事担当課）は、随意契約の場合、元請負人が社会保険加入業者である旨を口頭にて確認し、下請負人は社会保険加入業者に限定する旨口頭にて伝える。

・神戸市（契約監理課）は、社会保険未加入建設業者を下請負人としなことを、施工体制台帳の写しを速やかに提出すること等を記した「神戸市契約等からの暴力団関係者排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（元請用）」（様式A）を受領する。

③契約締結時以降

・神戸市（契約監理課）は、必要性を認めた場合、元請負人を通じて下請負人に対し、「神戸市契約等からの暴力団関係者排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（下請用）」（様式B）の作成及び提出を指示する。

2 契約締結後

（1）神戸市（工事担当課）は、施工体制台帳の写しにより、元請負人及び下請負人の社会保険加入状況を確認する。記載漏れがあった場合は記載するよう指導する。①

※建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者、いわゆる「建設業許可業者」が指導の対象となる。なお、全次数の下請負人が指導の対象となる。建設業許可を有しない下請負人についても、施工体制台帳に社会保険の加入状況を記載する必要はある。

※建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる建設業許可を有しない下請負人については、指導の対象とはならない。

社会保険加入義務に関しての問い合わせを元請負人から受けた場合は、元請負人の責任により、必要に応じて日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省（公共職業安定所）に問い合わせ確認するよう指導する。

完成期限の前日から起算して14日前までに施工体制台帳の写しの提出がない場合は、工事担当課は違反ありとして、下記（7）②の手続きを行う。

完成期限の前日から起算して14日前までに、元請負人及び下請負人の社会保険加入状況について神戸市が確認できない場合は、「違反あり」と認定し、下記（7）②の手続きを行う。これには本市が必要な指導を行う期間がとれない場合も含まれる。

（2）施工体制台帳の写しの健康保険等の加入状況－保険加入の有無欄の記載がすべて「加入」または「適用除外」の場合は、問題ないためその後の措置は不要となる④。

(3) 神戸市（工事担当課）は、元請負人について、施工体制台帳の写しの健康保険等の加入状況－保険加入の有無欄の記載が「未加入」であった場合、記載ミスではないか口頭で確認し記載ミスではない場合は、下記（7）②の手続きを行う。②

(4) 神戸市（工事担当課）は、下請負人について、施工体制台帳の写しの健康保険等の加入状況－保険加入の有無欄の記載が「未加入」であった場合、記載ミスではないか口頭で確認し記載ミスではない場合は、工事打合簿（記載例）により、指示日の翌日から起算して7日以内（完成期限の前日から起算して14日前までを限度）に元請負人に特別事情等申請書（様式C）の提出を指示する。指定した期日までに必要な手続きがとられない場合は、工事請負契約約款第45条の4第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。③

また、打合せ簿、施工体制台帳の写しを契約監理課に提出する。

契約監理課は、技術管理委員会事務局に当該下請事業者について情報提供を行う。

技術管理委員会事務局は、各局工事担当課に周知し、手持ち工事の下請負人に当該違反者がある場合、当該工事の元請負人に対して本事務処理要領に定める指導を行うよう依頼する（様式7。通知日時点で完成期限の前日から起算して14日を経過している工事は対象外とする）。工事担当課は、手持ち工事の施工体制台帳を確認し、必要な指導を行う。

(5) 指定した期日までに特別事情等申請書の提出がない場合は、工事担当課は違反ありとして、下記（7）②の手続きを行う。⑤

(6) 提出された特別事情等申請書を確認（提出された資料だけでは事実確認ができない場合や記載内容に不明な点がある場合など必要があれば元請負人へのヒアリングを実施する。）した結果、引き続き社会保険への加入を指導する必要がある場合は、以下①～②のいずれかの措置をとるよう指示を行う。⑤ (5-1)

指定した期日までに必要な手続きがとられない場合は、工事請負契約約款第45条の4第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。

※指定した期日は、原則、指示日の翌日から起算して30日以内の期日とする。

下請負人が未加入であり、元請負人が当該社会保険未加入建設業者に対して適切な指導を行っていると思われる場合は、二次の下請負人は指示日の翌日から起算して60日、三次以下の下請負人は指示日の翌日から起算して90日まで期日に延長可能とする。但し、いずれの場合も完成期限の前日から起算して14日前までを限度とする。

期日の延長は、下請負人の社会保険加入状況の確認にかかる期限の延長について（様式D）により申請を受け、延長承認・不承認を元請負人に通知する。

①社会保険未加入建設業者である下請負人に対して社会保険の加入指導を行い、指示日の翌日を起算日として30日以内（但し完成期限の前日から起算して14日前まで）に施工体制台帳の訂正分の写し及び社会保険に加入したことが確認できる書類（※1）を提出する。

②（低入札価格調査を実施した工事請負契約の一次下請負人以外の場合かつ工事の

進捗上支障のない場合) 社会保険に加入している建設業者である下請負人に変更し、指示日の翌日を起算日として30日以内(但し完成期限の前日から起算して14日前まで)に施工体制台帳の写し及び社会保険に加入したことが確認できる書類(※1)を提出する。

(7) (6) による指示後の手続き

①期限内に指示どおりの必要書類が提出された場合

神戸市(工事担当課)は、適切に手続きができていないかの確認を行う。提出された資料だけでは事実確認ができない場合や記載内容に不明な点がある場合など必要があれば元請負人へのヒアリングを実施する。⑤

ア 適切に手続きができていないと認定した場合

神戸市(工事担当課)は、元請負人に対し、適切に手続きを行ったと認めた旨を通知する。(様式1)⑦

イ 適切に手続きができていないと認められない場合

神戸市(工事監督担当課長)は、神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)に報告する。(様式2)⑥

②期限内に指示どおりの必要書類が提出されなかった場合

神戸市(工事監督担当課長)は、神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)に報告する。(様式2)⑥

(8) 神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)での手続き

①神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)は、工事監督担当課長からの報告により、違反事実の認定を行う。必要があれば、工事担当課同席のもと元請負人からヒアリングを行う。⑧

②神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)は、悪質な違反であるなど契約解除を要する場合には、請負契約審査会に付議を行う。審査会には工事担当課も同席する。⑨

③神戸市請負契約審査会事務局(契約監理課)は、認定・審議結果を工事担当課、工事要求課(工事代金支出担当課)、各技術管理委員会事務局、契約監理課へ通知する(様式3)。⑩

(9) 神戸市請負契約審査会の結果を受けた措置

①上記(8)により違反なしと認定された場合

ア 神戸市(工事担当課)

・元請負人に対し、特別事情を有すると認めた旨等を通知する。(様式1)⑫

イ 技術管理委員会事務局

(建設局技術管理課、建設局下水道部施設課、建築住宅局技術管理課)

・各局工事担当課に周知(様式7)し、手持ち工事に下請負人がある場合、この通知により対象事業者が〔健康保険・厚生年金補年・雇用保険〕に加入したものと取り扱い、元請負人に対して「様式1【特別の事情等の確認結果】」の交付を依頼する。

②上記(8)により違反ありと認定された場合⑪

ア 契約監理課

- ・契約解除（様式4）、指名停止、違約罰の予告（様式5）、工事要求課への通知（様式6）、契約保証金を違約罰（又は違約金）へ充当の実施

イ 工事担当課

- ・工事成績評定の減点の実施
- ・引き続き、元請負人及び当該下請負人に対する社会保険への加入指導、または、下請負人の変更を口頭にて指導する（重ねてのペナルティは課さない）。

ウ 工事要求課（工事代金支出担当課）

- ・違約罰等の請求、未払い工事代金との相殺

エ 技術管理委員会事務局

（建設局技術管理課、建設局下水道部施設課、建築住宅局技術管理課）

- ・違反した事業者について各局工事担当課に周知し、手持ち工事の下請負人に当該違反者がある場合、当該工事の元請負人に対して本事務処理要領に定める指導を行うよう依頼する（様式7。通知日時点で完成期限の前日から起算して14日が経過している工事は対象外とする）。工事担当課は、手持ち工事の施工体制台帳を確認し、必要な指導を行う。

（※1）確認書類 ただし、（*）は受理印のあるものに限る。

＜健康保険・厚生年金保険＞

- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し

＜雇用保険＞

- ・雇用保険適用事業所設置届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し

第3編 元請負人が行う事務手続（第1編 4手続きフロー図を参照）

※①等は（2）フロー図の ① 等を指す。

1 契約締結前

（1）次の書類を神戸市（契約監理課）に提出する。

①入札参加資格申請時

社会保険未加入建設業者を下請負人としないことを記した「暴力団等の排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書」

②入札公告時等

社会保険未加入建設業者を下請負人としないこと、施工体制台帳等を速やかに提出することを記した「神戸市契約等からの暴力団関係者排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（元請用）」（様式A）

③契約締結時以降

神戸市（契約監理課）から指示があった場合、下請負人に対し、「神戸市契約等からの暴力団関係者排除及び適正な労働条件の確保に係る誓約書（下請用）」（様式B）の作成及び提出を指示する。

2 契約締結後

（1）契約締結時及び施工中において、下請負人の社会保険加入状況を確認（必要に応じて日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省（公共職業安定所）に確認）した上で下請負人を決定し、「施工体制台帳」の写しを、下請負契約後速やかに（遅くとも完成期限の前日から起算して14日前まで）神戸市（工事担当課）に提出する①。

※施工中においても、下請負人が決定した都度、速やかに提出すること。

〔国民健康保険組合（建設国保等）の注意点<適用除外承認>〕

法人等の従業員であっても「国民健康保険組合」と「厚生年金保険」の組み合わせであれば問題ない。

⇒法人や雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所の従業員であっても、年金事務所へ必要な手続き（健康保険被保険者適用除外申請による承認）を行って国民健康保険組合に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていない。（第5編 1 適切な保険の確認シート等（国土交通省ホームページより）を参照）

（2）下請負人に社会保険未加入建設業者があった場合は、神戸市からの指導等に基づき次の手続を実施する。（「第1編 4手続きフロー図を参照）

① 特別事情等申請書（様式C）を神戸市（工事担当課）に提出。

② 社会保険未加入建設業者である下請負人に対して社会保険の加入指導を行い、施工体制台帳の写しの訂正分及び社会保険に加入したことが確認できる書類（※1）を神戸市（工事担当課）に提出。

③ （低入札価格調査を実施した工事請負契約の一次下請負人以外の場合）

社会保険に加入している建設業者である下請負人に変更し、施工体制台帳の写し及び社会保険に加入していることが確認できる書類（※1）を神戸市（工事担当課）に提出。

④ 申請内容に関するヒアリング等への対応。

指導を要する下請負人が2次以下の下請負人の場合で、指定された期限の延長を希望する場合は、下請負人の社会保険加入状況の確認にかかる期限の延長について（様式D）により申請する。

※元請負人が当該社会保険未加入建設業者に対して適切な指導を行っていると思われる場合は、二次の下請負人は指示日の翌日から起算して60日、三次以下の下請負人は指示日の翌日から起算して90日まで期日を延長可能とする。但し、いずれの場合も完成期限の前日から起算して14日前までを限度とする。

（3）元請負人が社会保険未加入建設業者であった場合は、ヒアリング等への対応などの神戸市からの指示に従う。

（4）契約を解除する又は違約罰を請求する旨の通知を受けた場合、契約の解除・違約罰等の支払の手続きを行う⑪。

（※1）確認書類 ただし、（*）は受理印のあるものに限る。

<健康保険・厚生年金保険>

- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し

<雇用保険>

- ・雇用保険適用事業所設置届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し

〔留意事項〕

- 施工体制台帳の写しは、下請負契約を締結した場合、その都度速やかに提出すること。
- 完成期限の前日から起算して14日前までに、元請負人及び下請負人の社会保険加入状況について神戸市が確認できない場合は、「違反あり」と認定する。これには本市が必要な指導を行う期間がとれない場合も含まれるため、特に完成期限近くは、正確・迅速な手続きに留意すること。

第4編 Q&A

Q1：社会保険とは何を指すのか。

A1：健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3保険のことをいう。

Q2：対象となる建設工事とはどのようなものか。

A2：平成31年4月1日以降に、神戸市契約監理課が入札公告又は入札通知及び契約手続きを行う建設工事が対象となる。（水道事業管理者及び交通事業管理者が締結する工事請負契約も対象）。

Q3：対象となる下請負人はどのようなものか。

A3：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者、いわゆる「建設業許可業者」が対象となる。
なお、全次数の下請負人が対象となる。

Q4：社会保険に未加入とは、どのような場合をいうのか。

A4：健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の適用を受ける事業所でありながら、届出義務の不履行により、労働者が適切な社会保険に加入できない場合をいう。

この場合、労働者は本来加入するべきでない国民健康保険や国民年金に加入するか無保険状態に、雇用保険は無保険状態になっていると考えられるが、処遇上、問題である。

また、事業主は保険料の事業主負担分を不当に免れている分、価格競争上有利となっていると考えられるため、問題である。

なお、3保険のうち一つでも届出の義務を履行していないものがあれば、未加入となる。従業員の雇用形態等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、神戸市発注工事の下請負人となることは問題ない。社会保険における適用事務所の考え方は、常用雇用の従業員数や、その働き方等によって総合的に判断されるので、正確を期すため、詳細な内容は日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省（公共職業安定所）に確認されたい。

Q5：元請負人は、下請負人の社会保険加入状況をどのように確認すればよいのか。

A5：元請負人は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、下請負人の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などを確認し、施工体制台帳に記載されている全ての業者から、各保険料の領収済通知書等の写しの提出または提示を求めたり、一般財団法人建設業情報管理センターの「経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書」の画面印刷で確認したりすることにより社会保険の加入状況を確認する。必要に応じて日本年金機構（年金事務所）や厚生労働省（公共職業安定所）に確認されたい。

なお、これらの確認資料は、神戸市が提示を求めることがあるので、元請負人と下請負人ともに対応できるようにしておくこと。

Q 6 : 神戸市は、下請負人の社会保険加入状況をどのように確認するのか。

A 6 : 神戸市は、施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄の記載により確認する。また、神戸市から加入指導を行った場合には、社会保険への加入が確認できる資料等により確認する。

Q 7 : 社会保険未加入建設業者を下請負人とした場合は、いかなる場合も契約違反となるのか。

A 7 : 建設業許可を有していない社会保険未加入建設業者を下請負人とする 것에 ついては、工事請負契約約款上の禁止事項ではない。

また、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人については、指導の対象とはならない。

「第1編 4 手続きフロー図 (2) ⑦又は⑫により「未加入」の元請負人・下請負人がある場合」にて違反なしと判定された場合も契約違反とみなさない。

Q 8 : 「特別の事情」とは、具体的にどのような場合か。

A 8 : 「特別の事情」を有する場合とは、以下を想定している。

- ・ 災害に伴う工事で緊急に行う必要がある場合
- ・ 高度かつ特殊な技術、機器、設備又は技法等を必要とする工事で、特定の者を下請負人としなければ目的を達成することができない場合

「特別の事情」に該当するか否かについては、個々の事案が発生した際、その内容や背景等を十分に確認した上で、元請負人からの提出資料や元請負人へのヒアリングにより、個別に判断する。

Q 9 : 「特別の事情」の申請期間や加入指導期間等の期日の起算日はいつからか。

A 9 : 神戸市から元請負人に対して行った通知日の翌日を起算日とする。

Q 10 : 社会保険未加入建設業者を下請負人とした場合の措置は、どのようなものか。

A 10 : 神戸市は、元請負人が社会保険未加入建設業者を元請負人または下請負人とした場合は、元請負人に対して次の措置を行う。

ア 社会保険未加入建設業者が元請負人または一次の下請負人である場合

- ① 違約罰の請求、② 指名停止、③ 工事成績評定の減点、
- ④ 契約解除、違約金の請求を行う場合もある。

イ 社会保険未加入建設業者が二次以下の下請負人である場合

- ① 違約罰の請求、② 指名停止、③ 工事成績評定の減点

また、当該未加入建設業者が神戸市の入札参加資格を有している場合は、当該未加入建設業者に対して、未加入状態が解消されるまでの間または3ヵ月（書類の虚偽記載が認められれば6ヵ月）のいずれか長い方の期間について指名停止を行う。

Q 11 : 社会保険の「適用除外」となる建設業者の条件は何か。

A 11 : 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や常用労働者数が5人未満である個人事業主は適用除外になる。雇用保険については、一人親方や個人事業

主、役員のための法人は適用除外になる。

法人等の従業員であっても「国民健康保険組合」と「厚生年金保険」の組み合わせであれば問題ない。(法人や雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所の従業員であっても、年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行って国民健康保険組合に加入している場合は、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていない。

社会保険における適用事務所の考え方は、常用雇用の従業員数や、その働き方等によって総合的に判断されるので、正確を期すため、詳細な内容は、元請負人の責任において、日本年金機構(年金事務所)や厚生労働省(公共職業安定所)に問い合わせるなどより確認されたい。

なお、元請負人は、神戸市から指示があった場合には当該業者には各保険の届出の義務がないことを確認した上で「特別事情等申請書(様式C)」を神戸市に提出する必要がある。

Q12：適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いとなるか。

A12：施工体制台帳上は「適用除外」の扱いとなるが、加入と同等の扱いとする。ただし、元請負人は神戸市から指示があった場合は「特別事情等申請書(様式C)」を神戸市に提出する必要がある。

Q13：建設業者としての社会保険の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A13：今回の取組は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に基づく加入義務のある建設業者が、企業として適切な保険に加入しているかどうかを確認するものであり、個々の労働者の加入状況を確認するものではない。

なお、法令により適用除外となる者(一人親方など)や加入企業に所属する(個人負担保険料未納の)現場作業員を個別に排除するものではない。

Q14：建設業許可を有しない下請負人についても、社会保険の加入状況を確認するのか。

A14：建設業許可を有しない下請負人についても、施工体制台帳に社会保険の加入状況を記載する必要があるが、本対策は建設業許可を有する建設業者を対象としていることから、建設業許可を有しない下請負人に社会保険未加入建設業者があった場合であってもペナルティは適用しない。

Q15：未加入だった業者が社会保険に加入した場合、どのような書類をもって「確認書類」とするのか。

A15：原則として、厚生労働省年金局、労働局、公共職業安定所から発行される次の書類の写しを提出させることにより確認することとしている。

＜健康保険・厚生年金保険＞

- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し(＊)
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し

<雇用保険>

- ・雇用保険適用事業所設置届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し

（*）は受理印のあるものに限る。

Q16：元請負人が加入だと認識していたが、下請負人の虚偽等により実は未加入であったことが、後日判明した場合、元請負人はペナルティの対象となるのか。

A16：元請負人が施工体制台帳等作成時に下請負人の社会保険の加入状況をどのように確認したのかなどの調査をし、個別の事情を踏まえ、総合的に判断することとなる。調査により、元請負人が故意または過失により虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、元請負人は施工体制台帳等の虚偽記載に基づく指名停止等のペナルティの対象となる。

Q17：警備業、運搬業など、建設業に関連する業種も対象になるのか。

A17：建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人については、対象とはならない。

※建設工事とは、土木建築に関する工事で以下のものをいう（建設業法第2条）。

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

Q18：どのような場合に契約解除になるのか。

A18：例えば、未加入であることを知りながら故意に施工体制台帳に「加入」と記載した場合、本市の指導に非協力的な場合など悪質性が認められる場合が想定される。具体的には個別の事情を踏まえ、総合的に判断することとなる。

第5編 加入状況の確認資料（例）

1 適切な保険の確認シート等（国土交通省ホームページより）

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の 形態	常用労働者 の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
(この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)

適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
(<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>)

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

: 個人の責任において加入するもの

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

〔一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートを確認してください。〕

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか <small>仕事先：あなたに仕事を発注する会社</small>	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由はない	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由がある
Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由はない	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか	<input type="checkbox"/>	受けている	<input type="checkbox"/>	受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか	<input type="checkbox"/>	仕事先から決められている	<input type="checkbox"/>	自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終わらせることができますか	<input type="checkbox"/>	仕事を終わって良いかは仕事先の了解が必要	<input type="checkbox"/>	自分の判断で仕事を終わらせることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか	<input type="checkbox"/>	別の現場での仕事を行うことは許されない	<input type="checkbox"/>	別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容(方法)はどのように決めていますか	<input type="checkbox"/>	毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	<input type="checkbox"/>	毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのような状況ですか	<input type="checkbox"/>	会社が代わりの者を探す	<input type="checkbox"/>	自分の判断で代わりの者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賞金)は仕事先から誰が受け取りますか	<input type="checkbox"/>	代わりをした者	<input type="checkbox"/>	自分
Q10. あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が負担する	<input type="checkbox"/>	自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/>	必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/>	すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬(工事代金又は賞金)はどのように決められていますか	<input type="checkbox"/>	一日あたりの単価など働いた時間による	<input type="checkbox"/>	工事の出来高見合い

左右で☑が多かった方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

労働者性が強い

(雇用されるべき労働者)

事業者性が強い

(一人親方)

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多かったからといって、必ずしも労働者とは限りません。

都道府県社会保険労務士会相談窓口

P11確認シート」やP21「働き方チェックシート」に関する疑問は社会保険労務士会の下記相談窓口をご利用ください。
 その他、社会保険の制度で分からないことがあれば、下記リストから最寄りの社会保険労務士会へお尋ねください。

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
1 北海道	札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951	011-520-1952
2 青森県	青森市本町5-5-6	017-773-5179	017-775-1428
3 岩手県	盛岡市山王町1-1	019-651-2373	019-651-7841
4 宮城県	仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573	022-223-0674
5 秋田県	秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777	018-863-1839
6 山形県	山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959	023-631-2981
7 福島県	福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430	024-534-5432
8 茨城県	水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864	029-350-3222
9 栃木県	宇都宮市鶴田町3492-46	028-647-2028	028-647-2007
10 群馬県	前橋市元総社町528-9	027-253-5621	027-253-5679
11 埼玉県	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864	048-826-4866
12 千葉県	千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハイネスビル7F	043-223-6002	043-223-6005
13 東京都	千代田区神田藤河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカミア4F	03-5289-0751	03-5289-8820
14 神奈川県	横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245	045-662-9220
15 新潟県	新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759	025-250-7769
16 富山県	富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432	076-441-0255
17 石川県	金沢市玉鉾2-502 エーブル金沢ビル2F	076-291-5411	076-291-5415
18 福井県	福井市大手3-7-1 織協ビル3F	0776-21-8157	0776-21-8103
19 山梨県	甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064	055-244-6065
20 長野県	長野市大字中御所字岡田131-14 JANAがの会館3F	026-223-0811	026-267-6225
21 岐阜県	岐阜市被田東2-11-11	058-272-2470	058-272-2910
22 静岡県	静岡市葵区東藤原9-2	054-249-1100	054-247-4795
23 愛知県	名古屋市熱田区三本松町3-1	052-889-2800	052-889-2803
24 三重県	津市島崎町255	059-228-4994	059-224-0327
25 滋賀県	大津市打出浜2-1 「コラボ」が2」6F	077-526-3760	077-526-1800
26 京都府	京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881	075-417-1880
27 大阪府	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188	06-4800-8177
28 兵庫県	神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864	078-360-1588
29 奈良県	奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070	0742-23-6071
30 和歌山県	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584	073-431-3829



平成29年9月末現在

社会保険労務士会	所在地	電話番号	FAX番号
31 鳥取県	鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4F	0857-26-0835	0857-26-2101
32 島根県	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F	0852-26-0402	0852-26-0412
33 岡山県	岡山市北区野田屋町2-1-13 旧岡山あおぼ生命ビル7F	086-226-0164	086-226-0180
34 広島県	広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481	082-212-4482
35 山口県	山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720	083-923-9802
36 徳島県	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)2F	088-654-7777	088-654-7780
37 香川県	高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040	087-862-6733
38 愛媛県	松山市菅町4-6-3	089-907-4864	089-923-1133
39 高知県	高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151	088-833-1156
40 福岡県	福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多階成ビル3F301号	092-414-8775	092-414-8786
41 佐賀県	佐賀市川原町8-27 平和会館内	0952-26-3946	0952-26-4107
42 長崎県	長崎市楠屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454	095-821-2515
43 熊本県	熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7F	096-324-1124	096-324-1208
44 大分県	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル4F	097-536-5437	097-536-5447
45 宮崎県	宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1F	0985-20-8160	0985-60-3870
46 鹿児島県	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2F	099-257-4827	099-257-2219
47 沖縄県	那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6F	098-863-3160	098-863-3563

★ 47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が無料で電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ① 最寄りの都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい
- ② 都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします
 (※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。)

2 健康保険・厚生年金保険新規適用届

(表面)

届書コード 1 0 1		健康保険 厚生年金保険		新規適用届		事務センター グループ長 担当	
①※ 事業所整理記号		⑦※ 事業所番号		②※ 管掌区分		③※ 業種区分	
送信		協1. 協基5. 組2. 組基6. 健のみ3.		④※ 適用区分		⑤※ 適用年月日	
⑥ 郵便番号		⑦ 事業所所在地		協1. 協基5. 組2. 組基6. 健のみ3.		強制 0. 国等の 任通 1. 事務所 3. 債権管理 任単 2. (4を除く) 法適用除 4. 外事業所	
⑧ 事業所名称		フリガナ		⑨ 事業所の電話番号		平成 年 月 日	
⑩ 事業主 (又は代表者) 氏名		フリガナ		⑪ 事務担当者名		内線	
⑫ 事業主 (又は代表者) の住所		フリガナ		⑬ 賞与支払予定月		⑭ 昇給月	
⑮※ 算定届用紙作成		⑯※ 賞与届用紙作成		⑰ 健康保険組合名		⑱ 昇給月	
必要事業所 0. 不要事業所 1. 電子媒体 (CD) 必要事業所 2.		必要事業所 0. 不要事業所 1. 電子媒体 (CD) 必要事業所 2.		フリガナ		1回目 2回目 3回目 4回目	
⑲ 厚生年金基金番号		⑲ 厚生年金基金名		⑳ 社会保険労務士コード		⑳ 社会保険労務士名	
⑳ 個人・法人区分		㉑ 番号区分		㉒ 1: 本店 2: 支店		㉓ 1: 内国法人 2: 外国法人	
1: 法人 2: 個人 3: 地方公共団体		1: 法人番号 2: 会社法人等番号		㉔ 1: 本店 2: 支店		㉕ 1: 内国法人 2: 外国法人	
社会保険労務士の提出代行者印		平成 年 月 日 提出		裏面も記入してください		送信	

(裏面)

㉖ 事業主代理人有の場合	事業主代理人氏名	事業主代理人住所	㉗ (事業所の所在地略図)														
㉘ 給与形態	㉙ 給与の種類	㉚ 給与と支払日															
㉛ 給与計算の締切日	日	当月翌月	北 半														
㉜ 該当項目に人数等を記入してください。(役員を含む)			㉝ 備考														
1 従業員数 _____人 2 社会保険に加入する従業員数 _____人																	
3 社会保険に加入しない従業員について																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>人数</th> <th>勤務形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>_____人</td> <td>報酬(有・無)、常勤(人)、非常勤(人)</td> </tr> <tr> <td>嘱託・非常勤</td> <td>_____人</td> <td>1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい</td> </tr> <tr> <td>パート</td> <td>_____人</td> <td>1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい</td> </tr> <tr> <td>アルバイト</td> <td>_____人</td> <td>1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい</td> </tr> </tbody> </table>				名称	人数	勤務形態	役員	_____人	報酬(有・無)、常勤(人)、非常勤(人)	嘱託・非常勤	_____人	1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい	パート	_____人	1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい	アルバイト	_____人
名称	人数	勤務形態															
役員	_____人	報酬(有・無)、常勤(人)、非常勤(人)															
嘱託・非常勤	_____人	1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい															
パート	_____人	1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい															
アルバイト	_____人	1月 日ぐらい、1日 時間ぐらい															
4 事業所の所定労働時間																	
1月 日 1週 時間 分 1日 時間 分																	

【記入方法】

- ①は事業の種類が容易にわかるよう具体的に記入してください。
- ⑦の所在地は都道府県を除いて記入し、フリガナを記入してください。
- ⑧の事業所名称のフリガナは、株式会社を「カ」、有限会社を「ユ」、合名会社を「メ」及び合資会社を「シ」と略して記入してください。ただし、前記以外の法人については、そのままフリガナで記入してください。
- ⑩は、代表電話番号を記入してください。なお、市外局番と市内局番及び市内局番と加入者番号の間には「-」を記入してください。
- ⑪の現物給与とは、食事の提供、住宅貸与、被服支給及び定期券支給など報酬の一部または全部を通貨以外のもので支給する場合をいいます。該当する文字すべてを○印で囲んでください。
- ⑫及び⑬は次のように記入してください。(例) 昇給月が6月と12月の場合

平成 年 月 日 提出

【注意事項】

この届書に記入された情報(事業所名称、所在地、管掌区分)は、適用の適正化に資するため、「適用事業所一覧表」として年金事務所の窓口へ備え置き、閲覧に供されることとなりますのでご承知ください。

【添付書類】

- 法人事業所は法人(商業)登記簿謄本(コピー不可)を、個人事業所は事業主の世帯全員の住民票(コピー不可)を添付してください。
- 登記簿上の所在地と事業を行っている所在地が異なる場合は、所在地の確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)を併せて添付してください。
- ⑫において「1: 法人番号」を選択した事業所は、法人番号指定通知書等のコピーを添付してください。
- ※添付書類のうち、法人(商業)登記簿謄本及び住民票は、直近の状態を確認するため、提出日から遡って90日以内に発行されたものを添付してください。

※受理印のあるものに限る。

3 健康保険・厚生年金保険：保険料納入告知額・領収済額通知書

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

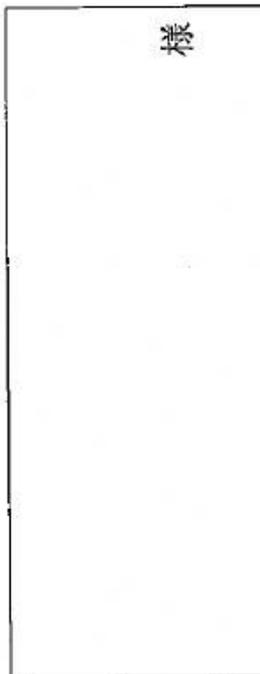
事業所整理記号	事業所番号	納付期	年	月	日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども子育て支援勘定			
健康保険料	厚生年金保険料	子ども子育て拠出金			
合 計		額	円		

年	月	分	保険料	領収日	年	月	日
			健康勘定				
			厚生年金勘定				
			健康保険料				
			厚生年金保険料				
合 計		額		円			

年 月 日

歳入徴収官

厚生労働省年金事業管理課長
(日本年金機構) 年金課



(裏面へつづく)

4 健康保険・厚生年金保険：社会保険料納入証明書

社会保険料納入証明書

1. 申請者

2. 証明内容

項目	対象期間	未納の有無

管掌区分	
------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

業者名と一致しているか確認

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課



5 健康保険・厚生年金保険：社会保険料納入証明申請書(確認不要)

届書コード*			届書
6	8	0	

決 裁	年	月	日
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)
(船舶所有者整理記号)		
郡市区	記 号	

2. 申請事由

3. 証明書の請求枚数

枚

4. 証明事項等

③証明対象期間			④出力区分		⑤証明範囲区分		送 信
平成	年	月分から	一括用のみ	0	保険料のみ	0	
			明細のみ	1			
平成	年	月分まで	一括用及び明細	2	延滞金含む	1	

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

平成 年 月 日

事業所所在地
(船舶所有者住所)
事業所名称

事業主氏名
(船舶所有者氏名) 印
電話番号

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、
下記の者に委任します。 印

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

証明書(4)を取得するための申請書(4)。申請者が属する年金事務所で、この様式に必要な事項を記載すれば当日発行可。(様式は日本年金機構のHPからダウンロードできる)

6 健康保険・厚生年金保険：資格取得確認および標準報酬決定通知書

(注 2)
S C XXXX

(注 3)
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

事業所整理記号 99-XXXX	事業所番号 99999	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書	種別 (性別)	取得 区分	資格取得 年月日	基礎年金番号 被保険者区分
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX(注5) XXXXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX XXXXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX XXXXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX XXXXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX XXXXXX
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX 999-XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 健康：XXXXXX 厚生：XXXXXX	9XXXXX 厚年：XXXXXX	9XXXXX	199.99.99	9999-999999 XXXX XXXXXX

郵便番号	999-XXXX
事業所住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
事業主氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

(注 1)
日本年金機構構理事長 (XXXXXX)

XXZ9年Z9月Z9日
上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の
決定がなされたので通知します。

業者名と一致しているか確認

8 労働保険料等納入通知書(事業主控)／労働保険料等領収書(控え)

(事務組合が雇用保険の手続きを行った場合)

組様式第7号(甲) **労働保険料等納入通知書 (事業主控)**

労働保険 番号	府県	支庁 管轄	基幹番号	枝番号
------------	----	----------	------	-----

住所 _____
委託事業主の 氏名 _____ 殿

金 _____ 万 _____ 千 _____ 百 _____ 十 _____ 円

上記金額を労働保険料第 _____ 期分及び一般拠出金として平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに当事務組合に納入してください。
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 _____
労働保険の事務組合 _____ 記名押印又は署名
名称 _____ ㊟

算定方法

平成 年度 確定			平成 年度 概算		
賃金総額	料率	確定保険料	賃金総額	料率	概算保険料
千円		円	千円		円
労 災	1,000		労 災	1,000	
特 別 加 入	1,000		特 別 加 入	1,000	
雇 用	1,000		雇 用	1,000	
合 計		①	合 計		⑥
申告済概算保険料		②	区 分	概算保険料額	各期納付額
差 引 額	充 当 額	③(②-①)	全 期	⑦(⑥: 3)	⑧(⑦-⑧又は⑦+⑥) 円
	還 付 額	④(②-①又は②-①-③)	第1期	⑨(⑥+3)	⑩
	不 足 額	⑤(①-②)	第2期	⑪(⑥+3)	⑫
第3期					
賃金総額	料率	一般拠出金額	(注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入して下さい。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入して下さい。		
一 般 拠 出 金	1,000		(29.1)		

領収書と額が一致するか確認する

分納した場合は、複数枚になる

組様式第8号 **労働保険料等領収書(控え)**

労働保険 番号	府県	支庁 管轄	基幹番号	枝番号
------------	----	----------	------	-----

住所 _____
委託事業主の 氏名 _____ 殿

金 _____ 万 _____ 千 _____ 百 _____ 十 _____ 円

上記の金額を受領しました。

種 別	納 入 金 額	換 算 要
	円	
内 保 料	概算保険料	1-2-3
	補充保険料	
	追徴金	
	延滞金	
	一般拠出金	
拠 出 金	追徴金	
	延滞金	
	計	

領収年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
労働保険事務組合の 名称 _____ 所在地 _____ 代表者 _____ ㊟ (29.1)

9-1 雇用保険：領収済通知書 (必ず9-2とセットで確認)

9-2の番号と一致しているか確認

何らかの数値が入っていること

領収済通知書

(労働保険)
(国庫金)

取扱庁名
兵庫労働局

※取扱庁番号
00075483

徴収勘定
保険料収入及び
一般歳入金収入

労働保険
特別会計 **0847**

厚生労働省
管 轄 **6118**

平成 年度

※CD 項 部

※証券受領 項 部

※CD 項 部

※証券受領 項 部

※会社年度(元号:平成は7)

※徴収年度(元号:平成は7)

※収納年月日(元号:平成は7)

現年度5月1日以降 現年度歳入額入

納付の目的

1. 平成 年度 納

2. 追加徴収...1 別納の請求
料率引上...2 労働日割...1
3. 平成 年度 確定

※収納区分 項 部

※収納区分 項 部

※徴収区分 項 部

※徴収区分 項 部

※データ
指示コード 項 部

※会社年度(元号:平成は7)

※徴収年度(元号:平成は7)

※収納年月日(元号:平成は7)

労働
保険料

税
拠出金

納付額
(合計額)

※会社年度(元号:平成は7)

※徴収年度(元号:平成は7)

※収納年月日(元号:平成は7)

労働
保険料

税
拠出金

納付額
(合計額)

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は蔵入代理店)、所轄都道府県労働局

あて先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1-3

神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局労働保険特別会計歳入徴収官

領収日付印

(官庁送付分)

9-2の額と一致しているか確認

押印があることを確認

10 雇用保険 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)

様式第4号(第1面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届 標準字体 0123456789 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別 1. 被保険者番号 2. 事業所番号 3. 資格取得年月日
 1310 2. 氏名変更届 3. 資格喪失届

4. 離職年月日 5. 喪失原因 6. 離職票交付希望 7. 1週間の所定労働時間 8. 補充採用予定の有無
 4- 元号 年 月 日 1 退職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職 (1)有 (2)無 (1)有 (2)無 (空白)無 (1)有 (2)無

9. 新氏名 フリガナ(カタカナ)

10. 個人番号 11. 喪失時被保険者種類 12. 届出・地域コード 13. 在留資格コード
 (3 準則) (17欄に対応するコードを記入) (18欄に対応するコードを記入)

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類 転勤年月日 管轄安定所番号 雇用形態
 資格取得年月日現在の1週間の所定労働時間 事業所名称
 被保険者の住所又は居所
 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日
 雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日
 住 所 記名押印又は署名
 事業主 氏 名 印
 電話番号 公共職業安定所長 殿

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者 社会保障 労働士 記載欄 氏 名 電話番号
 2017. 1

<キトリ>
 雇用保険被保険者 通知書(事業主通知用)
 確認(受理)通知年月日 届に基づき、下記のとおり確認(通知)します。 公共職業安定所 所長印
 被保険者番号 事業所番号 管轄区分 資格取得年月日
 被保険者氏名 性別 生年月日(元号-年月日) 取得時被保険者種類 転勤の年月日
 事業所名称
 業者名と一致しているか確認
 2017. 1

<キトリ>
 雇用保険被保険者 通知書
 (被保険者通知用) 公共職業安定所 所長印
 被保険者番号 確認(受理)通知年月日 資格取得年月日 被保険者種類
 被保険者氏名 生年月日(元号-年月日) 転勤の年月日
 事業所名称
 2017. 1

2017. 1

事業主が被保険者に渡すため無い場合がある

(参考) 厚生労働省：労働保険適用事業場検索サイト

雇用保険の適用状況を確認することができるサイト http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D

労働保険適用事業場検索

外字については現在のところ表示されませんのでご了承ください。
毎月末時点の情報を翌月第1開庁日に更新します。そのため、変更等の届出が検索結果に反映されるまで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。また、毎月第1開庁日の午前9時から

都道府県 (必須選択)	28 兵庫県
検索方法	<input checked="" type="radio"/> 漢字で検索する <input type="radio"/> カナで検索する
事業主名 (全角入力)	<input type="text"/>
法人番号 (半角数字入力)	<input type="text"/>
所在地 (全角入力)	<input type="text"/>

(*事業主名、法人番号、所在地のいずれか一つの項目に必ず入力してください。)

検索実行

設定クリア

「労働保険適用事業場検索サイト」検索画面

第6編 関係法令・工事請負契約約款条文（抜粋）

1 建設業法（昭和24年法律第100号）

（定義）

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（建設業の許可）

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事（※）のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であって、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

（※）建設業法施行令

第一条の二 法第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては五百万円に満たない工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

2 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（定義）

第 3 条

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

- 一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの
- イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ハ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ホ 貨物又は旅客の運送の事業
- ヘ 貨物積卸しの事業
- ト 焼却、清掃又はとさつの事業
- チ 物の販売又は配給の事業
- リ 金融又は保険の事業
- ヌ 物の保管又は賃貸の事業
- ル 媒介周旋の事業
- ヲ 集金、案内又は広告の事業
- ワ 教育、研究又は調査の事業
- カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- ヨ 通信又は報道の事業
- タ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの

（届出）

第48条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

（保険料の負担及び納付義務）

第161条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

第208条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条（第百六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第百六十一条第二項又は第百六十九条第七項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

3 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

（適用事業所）

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所(以下単に「事業所」という。)又は船舶を適用事業所とする。

- 一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの
 - イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
 - ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
 - ハ 鉱物の採掘又は採取の事業
 - ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
 - ホ 貨物又は旅客の運送の事業
 - ヘ 貨物積みおろしの事業
 - ト 焼却、清掃又はと殺の事業
 - チ 物の販売又は配給の事業
 - リ 金融又は保険の事業
 - ヌ 物の保管又は賃貸の事業
 - ル 媒介周旋の事業
 - ヲ 集金、案内又は広告の事業
 - ワ 教育、研究又は調査の事業
 - カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
 - ヨ 通信又は報道の事業
 - タ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業
- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの
- 三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(以下単に「船員」という。)として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。)

（届出）

第27条 適用事業所の事業主又は第10条第2項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至った日及び当該要件に該当しなくなった日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（保険料の負担及び納付義務）

第82条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

第102条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 二 第二十九条第二項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。
- 三 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

4 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

（適用事業）

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

（被保険者に関する届出）

第7条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によって行われる事業が一の事業とみなされる場合にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となったこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

第84条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

5 神戸市工事請負契約約款

（乙の社会保険加入義務）

第45条の3 乙は、次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 甲は、乙が前項各号に掲げる届出をしていないときは契約を解除することができる。

3 乙は、乙が第1項各号に掲げる届出をしていない場合は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、乙と契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。

4 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

- 5 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(下請負人の社会保険加入義務等)

第45条の4 乙は、前条第1項各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合

イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合

3 甲は、乙が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときは契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。

4 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

5 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。） 乙が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定め

- る特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- 6 乙が第4項及び前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 7 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
 - 8 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項、第5項及び第6項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項、第5項及び第6項の額を甲に支払わなければならない。
 - 9 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（解除に伴う措置）※抜粋

第50条 工事の完成前に契約を解除したときは、工事の出来形部分及び工事材料中検査に合格したもので甲が承認したものは、甲の所有として引渡しを受けるものとし、甲は、引渡しを受けたものに相応する請負代金を乙に支払うものとする。

- 4 第44条第7項、第45条第2項、第45条の2第1項、第45条の3第2項、第45条の4第3項の規定により契約を解除した場合においては、解除により乙が支払わなければならない違約金の額と、第1項の規定により甲が支払う額とを、いずれか少ない方の額の範囲内で相殺する。

（甲の損害賠償請求等）※抜粋

第50条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第47条又は第47条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、前項の損害賠償に代えて、乙は、第4条第3項に定める契約保証金又は保証金額もしくは保険金額の額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第47条又は第47条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき
 - (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき
 - (3) 第44条第7項、第45条第2項、第45条の2第1項、第45条の3第2項又は第45条の4第3項の規定によりこの契約が解除されたとき
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が

行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(違約金、延滞利息等)

第50条の3 第44条第1項及び第3項、第45条第3項、第45条の2第4項、第45条の3第3項、並びに第45条の4第4項及び第5項の規定による違約罰は、前条第2項に規定する損害賠償に代わる違約金をもって充てることはできない。

2 第44条第4項、第45条第5項、第45条の2第5項、第45条の3第4項、並びに第45条の4第6項に規定する延滞利息は、前条第5項に規定する遅延損害賠償金をもって充てることはできない。

3 甲は、前条第5項に規定する遅延損害賠償金、第44条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項及び第5項、第45条の2第4項及び第5項、第45条の3第3項及び第4項、並びに第45条の4第4項から第6項までに規定する違約罰又は延滞利息を、契約金額又は第4条の契約保証金又は担保による充当により控除することにより徴収できる。

第7編 様式集

施工体制台帳の記入例

(雇用保険)労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

様式-15の1

施工体制台帳様式 (標準例)

平成 年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者名及び 住 所	〒		
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		事業所整理 記号等	区分	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵
		元請契約	→				↓
		下請契約					

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 意見申出方法	
現 場 代理人名		権限及び 意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従 事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

- (記入要領)
1. 発注者との請負契約書や下請負契約書の写しを添付すること。
 2. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 3. 監理技術者・主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。
 4. 専任技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 5. 監理技術者・主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。①資格を証するものの写し②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

(健康保険等の加入状況について)

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載

(健康保険)(厚生年金保険)の欄には、**事業所整理記号及び事業所番号**(健康保険組合にあっては組合名)を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、**主たる営業所の整理記号及び事業所番号**を記入

各保険の**適用を受ける営業所**について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」、**従業員規模等**により各保険の**適用が除外されている**場合は「適用除外」を○で囲む

様式-15の2

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業 の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称 ²		健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従 事状況(有無)	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

(健康保険)(厚生年金保険)の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

- 〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕
- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
 - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒(指定学科)3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒(指定学科)5年以上の実務経験

様式 A 【神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)】

神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)

神戸市発注工事名

令和 年 月 日

神戸市長 様
(神戸市水道事業管理者 様)
(神戸市交通事業管理者 様)

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識し、また、神戸市の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

1 暴力団等の排除に関すること

- (1) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 下請負人等との契約を含む標記の工事請負契約に係る一連の手續きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- (5) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

2 適正な労働条件の確保に関すること

- (1) 標記の工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- (2) 標記の工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)。また、施工体制台帳は下請負人等と協力し元請負人が責任をもって資料等を確認の上作成し、下請契約締結後速やかに提出するほか、貴市の指導により求められた資料は指定された期限までに貴市に提出するなど「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領(平成31年3月20日行財契第1423号通知)」を遵守します。
- (3) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 標記の工事請負契約に基づく業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人(二次以下を含む)が社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していないと貴市が認めたときに貴市が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴市が行う一切の措置について異議を唱えません。

別表(誓約事項2(1)(2)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

様式 B 【神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(下請用)】

神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(下請用)

契約番号	—
神戸市発注工事名	_____
元請負人住所	_____
氏名又は名称	_____
及び代表者名	_____

平成 年 月 日
令和

神戸市長 様
(神戸市水道事業管理者 様)
(神戸市交通事業管理者 様)

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、標記の工事請負契約(以下、「本工事請負契約」という。)に係る元請負人又は下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)と契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

また、神戸市の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1 暴力団等の排除に関すること

- (1) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を自らの下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、自らの責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、貴市の指示による契約解除等、一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- (5) 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、当該下請負人等との契約を速やかに解除します。

また、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む神戸市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に基づき措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

2 適正な労働条件の確保に関すること

- (1) 本工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- (2) 本工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします(二次下請以降すべての下請負人を含む。)。また、元請が責任をもって資料等を確認の上作成し下請契約締結後速やかに提出する施工体制台帳の作成に協力するほか、貴市の指導により元請を通じて求められた資料は指定された期限までに間に合うよう元請に提出するなど「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領(平成31年3月20日行財契第1423号通知)」を遵守します。
- (3) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 本工事請負契約に基づく業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人(二次以下を含む)が社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していないと貴市が認めたときに貴市が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴市が行う一切の措置について異議を唱えません。

別表(誓約事項2(1)(2)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

(甲)
神戸市長様
(神戸市水道・交通事業管理者様)

(乙)
住 所
氏名又は名称
及び代表者名
印

特別事情等申請書

年 月 日付けにて契約を締結した「〇〇工事」における（当社・下請負人である「（建設業者名）」）については、下記の事情であることを申し立てます。

この申し立てが虚偽であり、又はこの申し立てに反したことにより、甲が行う一切の措置について異議を一切申し立てません。

- 1 〇〇法第〇〇条に規定する届出の義務はないことを確認しました。
(1) 健康保険及び厚生年金保険について（該当する□欄にチェックしてください。）
□常用雇用される者が5人未満の個人事業所のため。
□〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、以下の理由で届出の義務がないことを確認しました。

- (2) 雇用保険について（該当する□欄にチェックしてください。）
□雇用保険の加入対象となる労働者がいないため。
□〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 △△課〇〇氏）に問い合わせを行い、以下の理由で届出の義務がないことを確認しました。

- 2 工事請負契約約款第45条の4第2項第(1, 2)号①に定める特別の事情を有しません。

(具体的な特別の事情)

〇〇のため

- 3 工事請負契約約款第45条の4第2項第(1, 2)号①に定める特別の事情はありません。

- 4 〇〇法第〇〇条に規定する届出を〔行った、行っていた〕。
(当該社会保険への加入が確認できる書類を添付すること。)

(注) 下線部は、次から該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

様式D【指導期限の延長申請】

年 月 日

神戸市長 様

〇〇建設株式会社
代表取締役 △△△△

下請負人の社会保険加入状況の確認にかかる期限の延長について

〇年〇月〇日を発議年月日とする工事打合簿により指示を受けた見出しについて、下記の通り必要書類の提出期限の延長を申請します。

記

- 1 現在の提出期限 〇年〇月〇日
- 2 希望する提出期限 〇年〇月〇日
- 3 延長を希望する理由
- 4 これまでの対応経過

〔参考〕 必要書類の提出期限

- (1) 原則、指示日の翌日から起算して30日以内の期日。
- (2) 元請負人が、当該社会保険未加入建設業者に対して文書による指導を行うなど適切な指導を行っていると思われる場合は、二次の下請負人は指示日の翌日から起算して60日、三次以下の下請負人は指示日の翌日から起算して90日まで期日を延長可能とする。
- (3) 但し、完成期限の前日から起算して14日前までとする。

以上

〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社代表取締役 △△△△様

神戸市長

- 貴社より申請のあった下請負人の社会保険加入状況の確認にかかる期限の延長については、〇年〇月〇日までの延長を認めます。
- 貴社より申請のあった下請負人の社会保険加入状況の確認にかかる期限の延長については、認めません。

工事打合簿（記載例）

様式-10

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負人	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名			
(内容)			
○年○月○日、施工体制台帳を確認した結果、下請負人の○○建設			
が社会保険未加入建設業者であることが確認されました。			
そのため、工事請負契約約款第45条の4の規定に基づき、以下のいずれかの措置をとり、必要書類を本市に提出するよう指示します。			
A 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情等を記載した特別事情等申請書（様式C）を、○年○月○日までに提出する。			
B① 社会保険未加入建設業者である下請負人に対して社会保険の加入指導を行い、○年○月○日までに施工体制台帳の訂正分の写し及び社会保険に加入したことが確認できる書類を提出する。			
B②（低入札価格調査を実施した工事請負契約の一次下請負人以外の場合かつ工事の進捗上支障のない場合）			
下請負人を社会保険に加入している建設業者に変更し、○年○月○日までに施工体制台帳の写し及び社会保険に加入していることが確認できる書類を提出する。			
また、期日までに必要書類を提出しない場合には、同条第1項の規定に違反することになります。			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	請負人	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		年 月 日	
		年 月 日	

（請負業者名）

総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員	現場 代理人	班(監)理 技術者

様式1【特別の事情等の確認結果】

文書番号
年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 △△△△ 様

神戸市長

工事請負契約約款第〇条の〇第1項に定める 下請負人の社会保険加入状況の確認結果について

〇年〇月〇日付けで貴社と契約締結した「〇〇工事」については、下請負人である「◇◇工業」が〇〇法第〇条の規定による届出をしていないことが確認されたことを受け、〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった資料（及び〇年〇月〇日に実施したヒアリング結果）に基づき審査したところ、下記のとおり認めます。

記

- 提出を受けた特別事情等申請書（様式C）により◇◇工業を下請負人としなければならない特別の事情等があることを確認しました。
- ◇◇工業が社会保険に加入したことを貴社から提出のあった資料から確認しました。
- 下請負人を◇◇工業から社会保険に加入している建設業者である下請負人△△建設に変更したことを施工体制台帳により確認しました。
- ◇◇工業が社会保険の適用除外であることを貴社から提出のあった特別事情等申請書（様式C）により確認しました。

以上

様式2【請負契約審査会事務局への報告】

文書番号
年 月 日

行財政局
契約監理課長 様

工事監督担当課
〇〇課長 〇〇

工事請負契約約款第45条の〔3・4〕（〔元請負人・下請負人〕の社会保険加入義務）
の違反について（報告）

〇年〇月〇日付けで〇社と契約締結した「〇工事」については、〔元請負人・下請負人〕である「◇◇工業」が〇法第〇条の規定による届出をしていないことが確認されました。

〔以下は、下請負人の場合〕

そのため、〇年〇月〇日付けで、〇社に対して、当該社会保険未加入建設業者に関する是正措置等を行うよう指示しましたが、その結果以下の状況であることが確認されましたので報告いたします。

記

- 提出を受けた特別事情等申請書（様式C）によっても◇◇工業を下請負人としなければならない特別の事情があることを確認できませんでした。
- ◇◇工業が社会保険に加入したこと、又は下請負人を変更したことを確認できませんでした。
- 指定した期日までに指示した必要書類の提出がありませんでした。
- 提出された施工体制台帳に社会保険について「未加入」の記載が確認されました。

以上

〈添付資料〉※提出する書類の一覧を記載

○施工体制台帳の写し（当初、変更後）

○特別事情等申請書（様式C）

○打合せ簿（指示）

○社会保険に加入していることを確認する書類

＜健康保険・厚生年金保険＞

- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し

＜雇用保険＞

- ・雇用保険適用事業所設置届の写し（*）
- ・保険料の領収書又は納入証明書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し

様式3【請負契約審査会等の検討・審査結果の報告】

文書番号
年 月 日

行財政局契約監理課長様
工事監督課 ○○局○部○課長様
工事要求課 ○○局○部○課長様
建設局技術管理課長様（土木技術管理委員会事務局）
建設局下水道部施設課長様（プラント技術管理委員会事務局）
建築住宅局技術管理課長様（建築技術管理委員会事務局）

神戸市請負契約審査会委員長
（行財政局契約監理課長（神戸市請負契約審査会事務局））

工事請負契約約款第45条の3・4（〔請負人・下請負人〕の社会保険加入義務）
に関する審議結果について（報告）及び技術管理委員会通知について（依頼）

○年○月○日付けで契約締結した「○○工事」については、〔元請負人・下請負人〕
である「◇◇工業（所在地：○○市○○区○○町1-1-1、代表者：○○）」が○法
第○条の規定による届出をしていないと工事監督担当課長より報告があったため、（○
年○月○日に当審査会にて）（審議・審査）した結果、下記の結果となったことを報告
します。

つきましては、各課においてこの結果を踏まえた必要な措置をとってください。

（技術管理委員会事務局においては、各局工事担当課に対し、手持ち工事の下請負
人に当該違反者がある場合、当該工事の元請負人に対して本事務処理要領に定める指
導を行うよう通知をお願いいたします。）

記

- 工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項に対する違反事実を認定した。
- 工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項に対する違反事実は認められなかつた。

〈認定内容〉

--

以上

様式4【契約解除】

文書番号
年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 △△△△ 様

神戸市長

工事請負契約約款〔第45条の3第2項・第45条の4第3項〕の規定に基づく
契約の解除について

〇年〇月〇日付けで貴社と契約締結した「〇〇工事」については、〔貴社・下請である「◇◇工業」〕が〇法第〇条の規定による届出をしていないことが確認されました。

（下請負人の場合）そのため、〇年〇月〇日付けで、貴社に対して、必要な措置をとるように通知しましたが、工事請負契約約款第45条の4第1項違反の状況が是正されませんでした。

つきましては、工事請負契約約款〔第45条の3第2項・第45条の4第3項〕の規定に基づき、貴社との契約を解除します。

また、契約解除に伴う違約金については、別途請求することを申し添えます。

様式5【違約罰予告】

文書番号
年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 △△△△ 様

神戸市長

工事請負契約約款〔第45条の3第3項・第45条の4第4・5項〕に定める
違約罰の請求の予告について

〇年〇月〇日付けで貴社と契約締結した「〇〇工事」については、〔貴社・下請負人である「◇◇工業」〕が〇法第〇条の規定による届出をしていないことが確認されました。

（下請負人の場合）そのため、〇年〇月〇日付けで、貴社に対して、必要な措置をとるように通知しましたが、工事請負契約約款第45条の4第1項違反の状況が是正されませんでした。

については、工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第〔3・4・5〕項の規定に基づき、契約金額の100分の10（「◇◇工業」が〇次下請である「▽▽組」と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5）に相当する額につき、違約罰の請求を行うこととなりますので、予め連絡いたします。

様式6【工事要求課への通知】

○年○月○日

工事要求課

○○局○○部○○課長様

行財政局契約監理課長

工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項違反に係る違約金の請求について（依頼）

1 対象工事

○○工事

2 概要

○年○月○日、当該工事の施工体制台帳等を確認したところ、受注者（株）○○建設は、工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項の規定に違反して〔、○○保険に加入していない（株）○○組を下請負人として〕いた。

（下請負人の場合）このため、（株）○○建設に対して、○年○月○日付けで、必要な措置をとるように通知しましたが、工事請負契約約款第45条の4第1項違反の状況が是正されなかった。

これを踏まえ、工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第〔3・4・5〕項に定める違約金の請求にかかる事務処理を依頼します。

3 経過

1	契約日	○年○月○日
2	工期	○年○月○日～ ○年○月○日
3	契約の相手方（元請負人）	（株）○○建設
4	社会保険未加入建設業者の下請負人	（株）○○組
5	工事監督課による是正措置の実施日	○年○月○日
6	元請負人からの是正措置の報告日	○年○月○日
7	請負契約審査会の開催日（元請負人へのヒアリング日）	○年○月○日
8	（株）○○組とその注文者である△△建設の最終的な契約金額	○○円
9	違約金の額	○○円×○%=○○円

以上

担当：契約監理課○○係(内線○○)

様式7【技術管理委員会から工事担当課への通知】

○年○月○日

各局工事担当課長様

建設局技術管理課長（土木技術管理委員会事務局）
建設局下水道部施設課長（プラント技術管理委員会事務局）
建築住宅局技術管理課長（建築技術管理委員会事務局）

社会保険未加入対策にかかる対応について（通知）

1 対象事業者

〇〇建設株式会社

所在地：〇〇市〇〇区〇〇町1-1-1

代表者：〇〇

2 通知内容

- 〇上記1の対象事業者については、〇〇工事において、工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項各号に規定の社会保険〔健康保険・厚生年金保険・雇用保険〕に〔未加入である・未加入の疑いがある〕ことが確認されています。
- 〇このため、貴課所管の建設工事（行財政局契約監理課が契約手続を行う建設工事（水道局、交通局にて契約手続を行う建設工事を含む。））において、〇〇建設が元請負人または下請負人となっている場合には、建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月20日行財契第1423号通知）に基づく指導を行うよう依頼します。
- 〇上記1の対象事業者については、〇〇工事において、工事請負契約約款第45条の〔3・4〕第1項各号に規定の社会保険（健康保険・厚生年金補年・雇用保険）に〔未加入である・未加入の疑いがある〕ことが確認され、担当する工事担当課による指導が行われていましたが、その結果〇年〇月〇日に社会保険〔健康保険・厚生年金保険・雇用保険〕に加入手続きをとったことが確認できました。
- 〇このため、貴課所管の建設工事において対象事業者に対して打合せ簿により指導を行っている場合は、この通知により対象事業者が〔健康保険・厚生年金保険・雇用保険〕に加入したものと取り扱い、元請負人に対して「[様式1【特別の事情等の確認結果】](#)」を交付してください。

以上

担当：〇〇課〇〇係(内線〇〇)